

9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化・内部検討会（平成 18 年度）、「北九州市中心市街地活性化基本計画」連絡調整会議（平成 19 年度以降）

まちづくり三法の改正を受けて、平成 18 年度は「中心市街地活性化・内部検討会」を設置し、商工会議所、有識者と意見交換を行いながら「新・中心市街地活性化基本計画」策定の方針（案）について検討を行った。

平成 19 年度は、これまでの内部検討会を移行させた「連絡調整会議」を設置するとともに、計画事業等について調整を行うとともに、基本計画策定以降も関係部局と連携体制のもと事業進捗等フォローアップを行っていく。

中心市街地活性化・内部検討会、「北九州市中心市街地活性化基本計画」連絡調整会議の開催経過および検討事項

開催日	主な検討事項等
第 1 回内部検討会 平成 18 年 8 月 22 日（火）	・改正中心市街地活性化法に基づく今後の本市の取り組みについて（法改正の経緯、改正法の概要、改正法に基づく今後の取り組み等）
第 2 回内部検討会 平成 18 年 10 月 20 日（金）	・「新・中心市街地活性化基本計画」策定方針のとりまとめに向けた今後の検討作業について
第 3 回内部検討会 平成 18 年 11 月 27 日（月）	・候補地区の比較検討について ・北九州商工会議所等との意見交換会について
第 4 回内部検討会 平成 19 年 1 月 11 日（木）	・候補地区の比較分析結果（一部内容修正）について ・策定方針（素案）についての意見調整
第 5 回内部検討会 平成 19 年 3 月 27 日（火）	・策定方針（案）について ・策定方針（案）についての各局意見照会
第 6 回「北九州市中心市街地活性化基本計画」連絡調整会議 平成 19 年 12 月 7 日（金）	・小倉都心、黒崎副都心両地区の中心市街地活性化基本計画の骨子案について、関係各課との意見調整

中心市街地活性化・内部検討会メンバー（平成 18 年度）

分 野	担 当 課（担当課長職）
市街地整備改善	建築都市局都心・副都心開発室、建設局道路計画課、建設局緑政課 建設局計画課
都市福利施設	教育委員会企画課、保健福祉局計画課、総務市民局市民センター室 経済文化局文化振興課
住宅供給等	建築都市局住宅計画課、建築都市局都市計画課
商業活性化	産業学術振興局商業振興課
その他関連事業	建築都市局都市交通政策課、企画政策室にぎわいづくり企画課 環境局環境首都推進室、総務市民局地域振興課、各区まちづくり推進課 経済文化局門司港レトロ室開発調整課、経済文化局観光課
関連上位計画	企画政策室企画政策課、建築都市局都市計画課（再掲）

事務局（総合調整）産業学術振興局商業振興課・建築都市局計画調整課

合計 16 局・区・室・委員会、26 課・室

「北九州市中心市街地活性化基本計画」連絡調整会議メンバー（平成 19 年度以降）

分 野	担 当 課（担当課長職）
市街地整備改善	建築都市局都心・副都心開発室、建築都市局再開発課 建設局道路計画課、建設局緑政課 建設局公園建設課、建設局計画課
都市福利施設	総務市民局市民センター室、保健福祉局計画課 子ども家庭局子ども家庭政策課、子ども家庭局保育課 教育委員会企画課、教育委員会施設課 経済文化局文化振興課
住宅供給等	建築都市局都市計画課、建築都市局住宅計画課 建築都市局住環境整備課
商業活性化	産業学術振興局商業振興課、総務市民局安全・安心課 総務市民局民事暴力相談センター、環境局環境首都推進室 環境局都市環境管理課、環境局業務課 建設局水環境課
その他関連事業	企画政策室にぎわいづくり企画課、総務市民局地域振興課 小倉北区役所まちづくり推進課、八幡西区役所まちづくり推進課 建築都市局都市交通政策課、経済文化局観光課
関連上位計画	企画政策室企画政策課、建築都市局都市計画課（再掲）

事務局（総合調整）産業学術振興局商業振興課・建築都市局計画調整課

合計 12 局・区・室・委員会、31 課・室

メンバー構成については、計画に位置付けた事業を踏まえ、適宜必要なメンバーを加えながら対応していくこととする。

意見交換会の開催経過、検討事項および出席者

開催日	主な検討事項等	出席者
第1回意見交換会 平成18年11月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 改正中心市街地活性化法について(法改正の経緯、改正法の概要、支援メニュー等) 新中心市街地活性化基本計画策定方針のとりまとめについて 	伊藤解子：北九州市立大学助教授 増田幸一：九州共立大学助教授 福田信夫：北九州市商工会議所理事 山方弘美：建築都市局参事 窪田秀樹：産業学術振興局 地域産業部長 事務局：8名 計13名
第2回意見交換会 平成19年1月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 候補地区の比較検討について(法要件から見た評価・比較、認定基準から見た評価・比較、総合評価) 策定方針(素案)について 	伊藤解子：北九州市立大学助教授 増田幸一：九州共立大学助教授 福田信夫：北九州市商工会議所理事 山方弘美：建築都市局参事 窪田秀樹：産業学術振興局 地域産業部長 事務局：8名 計13名
第3回意見交換会 平成19年3月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 「新・中心市街地活性化基本計画」策定方針(案)について 	伊藤解子：北九州市立大学助教授 増田幸一：九州共立大学助教授 福田信夫：北九州市商工会議所理事 山方弘美：建築都市局参事 窪田秀樹：産業学術振興局 地域産業部長 事務局：7名 計12名

(2) 北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会

計画策定にあたっては、法定協議会の設立に先立ち、多様な関係主体の参画を得ながら、地区の決定や計画の方向性など、策定段階からの基本的な方針の検討を行うため、有識者、商工会議所、まちづくり・市民団体、事業者団体、行政等で構成する「北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を平成19年8月2日に設置した。

また、計画内容の具体的な検討を行うため、地区毎(小倉、黒崎)に部会を設置し、地域の課題やニーズ等を把握し、これに基づいた目標の設定および具体的な取り組み等の意見交換を行なった。

なお、本策定委員会では、中心市街地活性化協議会の構成員となりうる委員で構成し、検討を行った。

1) 策定委員会(本委員会)の役割

策定の方針(策定地区、検討区域、計画の基本的な方向性等)の決定
 部会でとりまとめた計画案についての意見調整
 法定協議会への意見聴取

2) 部会の役割

地域の課題やニーズ等の調査・把握
 計画案の検討及びとりまとめ

(基本方針、区域設定、目標設定、具体的事業など)

北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会名簿

委員長

副委員長

(敬称略、50音順)

分野	氏名	役職名
学識経験者	あかがわ たかお 赤川 貴雄	北九州市立大学国際環境工学部 准教授
	いとう ときこ 伊藤 解子	北九州市立大学都市政策研究所 教授
	おおにし たかし 大西 隆	東京大学先端科学技術研究センター 教授
	たけした てるかず 竹下 輝和	九州大学人間環境学研究院 教授
	たむら かおる 田村 馨	福岡大学商学部 教授
	ますだ こういち 増田 幸一	九州共立大学経済学部 准教授
	わたなべ よしのり 渡辺 義則	九州工業大学工学部 教授
地域・経済 関係者	かとう みさこ 加藤 美佐子	北九州市女性団体連絡会議 会長
	こじま かずひろ 小嶋 一碩	財団法人北九州活性化協議会 理事長
	しげふち まさとし 重瀨 雅敏	北九州商工会議所 会頭
	たけした さだお 竹下 貞夫	北九州市社会福祉協議会 常務理事
	たなか さとる 田中 寛	北九州市自治会総連合会 会長
	いいの かずよし 飯野 一義	社団法人北九州青年会議所 理事長
	なかむら まこと 中村 真人	北九州まちづくり応援団株式会社 代表取締役社長
	のなか まさひろ 野中 正弘	北九州市商業総連合会 会長
事業関係者	あずま せいお 東 精男	北九州住宅産業協議会 会長
	いしだ じゅんいち 石田 淳一	北九州市住宅供給公社 理事長
	くぼ ゆうじ 久保 祐二	西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長
	しむら ひろし 師村 博	九州旅客鉄道株式会社 取締役北部九州地域本社長
行政	きのした かずや 木下 一也	北九州市建築都市局長
	さとう としかず 佐藤 恵和	北九州市産業学術振興局長
オブザーバー	ふくもと ひとし 福本 仁志	九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長
	だん こうじ 檀 孝司	九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課長
	かきさこ ひろとし 垣迫 裕俊	北九州市 企画政策室長

北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会（小倉部会）名簿

部会長

副部会長

（敬称略、50音順）

分野	氏名	役職名
学識経験者・ 専門家	あかがわ たかお 赤川 貴雄	北九州市立大学国際環境工学部 准教授
	いとう ときこ 伊藤 解子	北九州市立大学都市政策研究所 教授
	たむら かおる 田村 馨	福岡大学商学部 教授
	みずた ようすけ 水田 洋介	有限会社タウン・マネジメント研究所 所長
地域・経済 関係者	あゆかわ まなぶ 鮎川 学夫	社団法人北九州青年会議所 副理事長
	いのうえ たかし 井上 徹	小倉北区自治総連合会 理事
	おかもと まさる 岡本 勝	小倉中央商業連合会 企画部会長
	なかやま よういち 中山 陽一	小倉駅北口地区振興連絡会 会長
	ふくだ のぶお 福田 信夫	北九州商工会議所 理事
	ふじさき としゆき 藤崎 利之	小倉のまちづくりを考える会 副代表幹事
	よしもと きみこ 吉本 后子	小倉北区女性団体連絡会議 会長
	りきしま きよひと 力島 清人	北九州まちづくり応援団株式会社 常務取締役
事業関係者	なかじま しんいちろう 中島 伸一郎	北九州住宅産業協議会 マンション部会長
	ほさか ふじお 保坂 富士夫	西鉄バス北九州株式会社 常務取締役
	みやざき まさずみ 宮崎 正純	九州旅客鉄道株式会社 経営企画部担当部長
地権者団体・ 企業	あらい せいこう 新井 性鎬	小倉駅南口東地区市街地再開発準備組合 理事長
	うの こう 鵜野 剛	西日本鉄道株式会社 経営企画部 課長
	たかやなぎ さねひと 高柳 実仁	旦過第一地区市街地再開発準備組合 理事長
	よしだ たかし 吉田 隆	国際興業グループ 営業推進部 課長
行政	きのした かずや 木下 一也	北九州市建築都市局長
	こんどう はるお 近藤 晴男	北九州市小倉北区長
	さとう としかず 佐藤 恵和	北九州市産業学術振興局長

策定委員会及び部会の開催経過、検討事項

委員会	小倉部会	主な検討事項等
第1回 平成19年 8月2日		【策定の方針決定】 新・基本計画策定の方針について ・策定地区の選定、検討区域、基本計画の方向性等 今後の検討・推進体制について
	第1回 平成19年 8月28日	【計画素案の検討】 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ・中心市街地の現状分析 ・地域の課題、ニーズ等の把握・分析 ・活性化の基本方針（コンパクトなまちづくりの方針） 中心市街地の区域設定の考え方 目標設定の考え方 施策展開の方向性
	第2回 平成19年 11月6日	【計画骨子案の意見調整】 計画素案の意見調整 ・中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ・中心市街地の区域 ・活性化の目標（指標、数値目標の考え方） ・具体的事業の内容
第2回 平成19年 12月10日		
	第3回 平成20年 1月23日	【計画案の意見調整】 計画案の意見調整 委員会で調整後、協議会への意見聴取を行う
第3回 平成20年 2月21日		

基本計画策定委員会検討結果<要旨>

開催日	主な検討結果等
第 1 回北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会 平成 19 年 8 月 2 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・小倉都心、黒崎副都心の 2 地区で、基本計画策定に取り組み、H19 年度末までに計画をとりまとめ認定申請を行う。 ・小倉都心地区の検討区域は、約 380ha とし、黒崎副都心地区の検討区域は、約 160ha とする。 ・委員長を大西委員長、小倉都心地区の部会長（副委員長）を田村委員、黒崎副都心地区の部会長（副委員長）を竹下委員とする。 ・北九州商工会議所と北九州まちづくり応援団(株)が 2 つの柱になって、中心市街地活性化協議会設立に向けて検討を進めていく。
第 2 回北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会 平成 19 年 12 月 10 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の意見を踏まえて、概ね原案の内容を基本に、これに肉付け等を行い、国との事前協議・各部会での検討等を進めていく。 ・目標としては、2 地区ともに今年度内の認定申請に向けて、関係者が協力して取り組んでいく。 ・黒崎副都心地区については、駅前の既存商業者の厳しい状況等を踏まえ、新集客ゾーンの開発を地区全体の活性化にどう活かし、また、駅前エリアの魅力づくりをどう高めていくかという点を、区域設定も含めて部会でさらに検討を行う。 ・今後、できるだけ早期に中心市街地活性化協議会を立ち上げ、地元の意見調整等を行い、スケジュール通りに国に申請できるよう取り組んでいく。
第 3 回北九州市中心市街地活性化基本計画策定委員会 平成 20 年 2 月 21 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、国の認定に向けて基本計画を詰めていくに当たり、今回の素案を基本計画の骨格とすること、また、国との協議の進展に応じて柔軟に修正等の対応をしていくことが確認された。 ・基本計画の骨格が固まったことにより、本策定委員会は今回をもって最後とするが、基本計画の最終案のとりまとめにあたっては、委員長、小倉・黒崎の両部会長と事務局に一任することが確認された。

小倉部会検討結果<要旨>

開催日	主な検討結果等
<p>小倉部会（第1回） 平成19年8月28日（火）</p>	<p>基本計画について、今回の意見を踏まえ、データの追加や戦略的な視点、ソフト施策などを加えつつ、事業効果などがイメージできるように再整理する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の流れ、概ねの方向性については、今回の案をベースに今回の意見を踏まえ、データの追加や戦略的な視点、ソフト施策などを加えて、再整理する。 ・個々の事業の目標やどのような効果が見込めるかがイメージできるように整理する。 <p>商業関係者等によるワークショップを意見集約し、計画作りに反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、商業関係者や集客イベントの実施団体とのワークショップなどを行いながら、地元の生の声を吸い上げ、計画づくりに反映させていく。
<p>小倉部会（第2回） 平成19年11月6日（火）</p>	<p>今回の案をベースに熟度の足りない事業内容を明確にしていくことを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針、重点目標、成果指標などについては、今回の案をベースとして、次回委員会までに、今回の意見を踏まえた記述内容の検討結果などを加えて、再整理する。 ・現在挙げられている具体的な事業のなかで熟度が足りないものについては、出来るだけ早期に事業の内容や実施スケジュールなどが明確に示せるよう、引き続き検討を進めていく。
<p>小倉部会（第3回） 平成20年1月23日（水）</p>	<p>今回の意見を踏まえて、素案に盛り込んだり、修正を行って本委員会に提出することを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針、重点目標、成果指標などについては、今回の意見を基に再整理する。 ・今後、国との協議や協議会の意見等を反映しながら、本委員会に提出していく。

北九州市中心市街地活性化基本計画（小倉地区）の策定体制

計画策定委員会

- ・北九州市立大学准教授
- ・北九州市立大学教授
- ・東京大学教授
- ・九州大学教授
- ・福岡大学教授
- ・九州共立大学准教授
- ・九州工業大学教授
- ・北九州市女性団体連絡会議
- ・(財)北九州活性化協議会
- ・北九州商工会議所
- ・北九州市社会福祉協議会
- ・北九州市自治会総連合会
- ・(社)北九州青年会議所
- ・北九州まちづくり応援団株式会社
- ・北九州市商業総連合会
- ・北九州住宅産業協議会
- ・北九州市住宅供給公社
- ・西鉄バス北九州株式会社
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・北九州市
- ・九州地方整備局
- ・九州経済産業局

計画案の調整

庁内意見調整

小倉部会

- ・北九州市立大学准教授
- ・北九州市立大学教授
- ・福岡大学教授
- ・(有)タウン・マネジメント研究所
- ・(社)北九州青年会議所
- ・小倉北区自治総連合会
- ・小倉中央商業連合会
- ・小倉駅北口地区振興連絡会
- ・小倉のまちづくりを考える会
- ・北九州商工会議所
- ・小倉北区女性団体連絡会議
- ・北九州まちづくり応援団株式会社
- ・北九州住宅産業協議会
- ・西鉄バス北九州株式会社
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・小倉駅南口東地区市街地再開発準備組合
- ・西日本鉄道株式会社
- ・旦過第一地区市街地再開発準備組合
- ・国際興業グループ
- ・北九州市

北九州市

中心市街地活性化・内部検討会



「北九州市中心市街地活性化基本計画」

連絡調整会議

企画政策室企画政策課、企画政策室にぎわいづくり企画課、総務市民局地域振興課、総務市民局市民センター室、総務市民局安全・安心課、総務市民局民事暴力相談センター、市保健福祉局計画課、子ども家庭局子ども家庭政策課、子ども家庭局保育課、環境局環境首都推進室、環境局都市環境管理課、環境局業務課、北産業学術振興局商業振興課、経済文化局観光課、経済文化局文化振興課、建設局道路計画課、建設局緑政課、建設局公園建設課、建設局水環境課、建設局計画課、小倉北区役所まちづくり推進課、八幡西区役所まちづくり推進課、教育委員会企画課、教育委員会施設課、建築都市局計画調整課、建築都市局都市計画課、建築都市局都市交通政策課、建築都市局住宅計画課、建築都市局住環境整備課、建築都市局再開発課、建築都市局都心・副都心開発室

意見聴取

北九州市

小倉地区

中心市街地活性化協議会

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会の概要

平成 20 年 1 月 22 日に、改正中心市街地活性化法第 15 条に基づき、北九州商工会議所及び北九州まちづくり応援団（株）が中心になって「北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会」が設立された。

協議会の構成員は、経済活力の向上又は都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者を含む 28 の団体の代表及び有識者等の 33 名である。

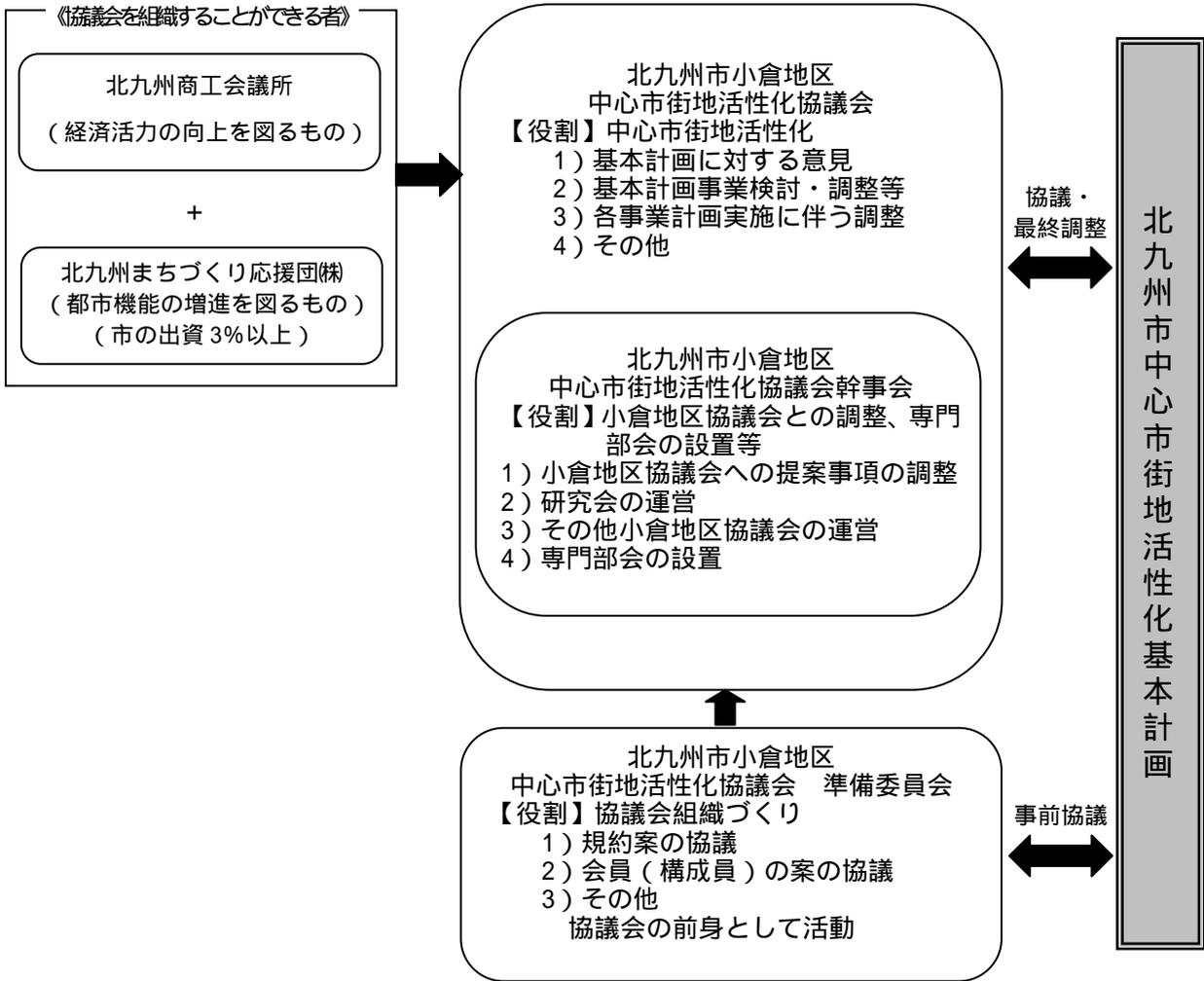
協議会の役割は、市が作成しようとする基本計画及び実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することである。

また、協議会を効果的かつ効率的に運営するため、下部組織として幹事会を置き、協議会との調整、専門部会の設置等を検討し、具体的かつ専門的な協議又は調整を行うこととしている。

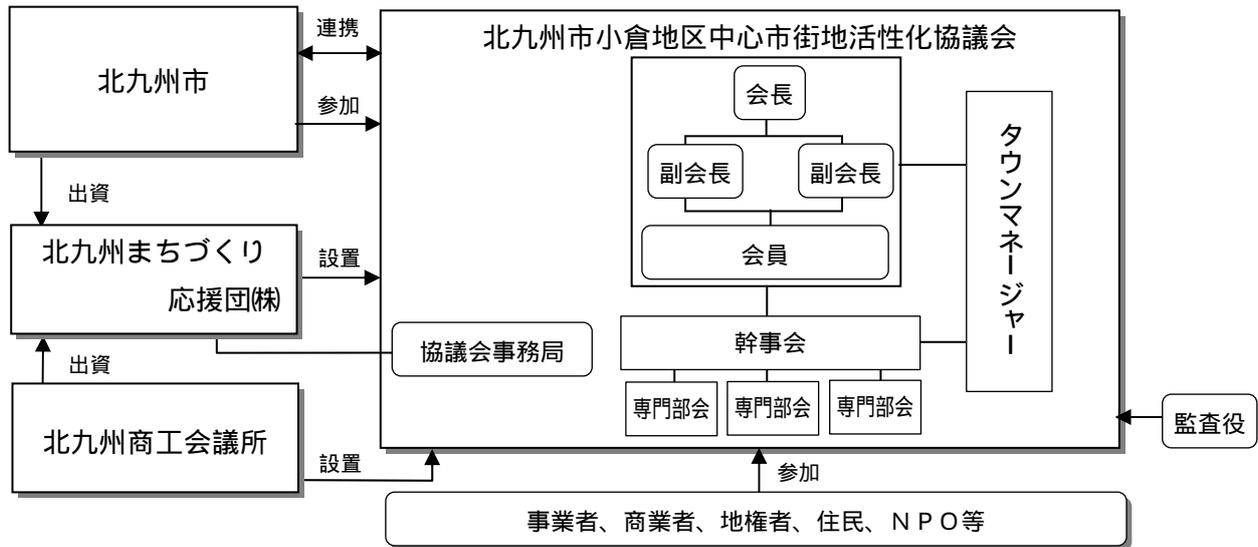
北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会の開催経過および検討事項

開催日	主な検討事項等
第 1 回 準備委員会 平成 19 年 11 月 19 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化協議会 規約(案) ・ 中心市街地活性化協議会 構成員(案) ・ 今後のスケジュール 等
第 1 回 平成 20 年 1 月 22 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会設立について ・ 平成 19 年・20 年度事業計画（案）及び平成 19 年度収支予算（案）について ・ 幹事会の設置について ・ 北九州市中心市街地活性化基本計画について ・ 今後のスケジュールについて
第 2 回 平成 20 年 2 月 8 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市中心市街地活性化基本計画の具体的説明について ・ 第 1 回・2 回の幹事会にて協議した内容報告について 等
第 3 回 平成 20 年 2 月 29 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回、4 回の幹事会の開催報告について ・ 北九州市中心市街地活性化基本計画（小倉都心地区）素案に対する意見骨子（案）について 等
第 4 回 平成 20 年 3 月 24 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回協議会及び第 5 回幹事会の開催報告について ・ 意見書（案）について 等

北九州商工会議所における小倉地区中心市街地活性化協議会設立フロー



北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会 組織および連携図



北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会の会員名簿（H20.2.27 現在）（順不同）

役職名	氏名	所属団体・役職名	根拠法令
会長	重洲 雅敏	北九州商工会議所 会頭	法第 15 号第 1 項関係 （商工会議所）
副会長	中村 真人	北九州まちづくり応援団(株) 代表取締役社長	法第 15 号第 1 項関係 （まちづくり会社）
副会長	福田 信夫	北九州商工会議所 理事・事務局長	法第 15 号第 1 項関係 （商工会議所）
	瀬口 裕章	魚町商店街振興組合 理事長	法第 15 号第 4 項関係 （商業者）
	戸田 和雄	魚町一丁目商店街振興組合 理事長	法第 15 号第 4 項関係 （商業者）
	野中 正弘	小倉中央商業連合会 理事長	法第 15 号第 4 項関係 （商業者）
	藤崎 利之	(株)井筒屋 取締役常務執行役員	法第 15 号第 4 項関係 （商業者）
	高崎 繁行	西日本鉄道(株) 経営企画部部長	法第 15 号第 4 項関係 （商業者）
	林田 正義	小倉のまちづくりを考える会 副代表幹事	法第 15 号第 8 項関係 （地域経済）
	住田 精宏	(社)北九州中小企業経営者協会 会長	法第 15 号第 8 項関係 （地域経済）
	田中 孝文	北九州商工会議所 都市問題委員会 委員長	法第 15 号第 8 項関係 （地域経済）
	辻 利之	紫川マイタウンの会 会長	法第 15 号第 8 項関係 （地域経済）
	飯野 一義	(社)北九州青年会議所 理事長	法第 15 号第 8 項関係 （地域経済）
	中野 文治	(財)北九州活性化協議会 常務理事	法第 15 号第 8 項関係 （地域経済）
	深町 宏子	北九州商工会議所女性会 会長	法第 15 号第 8 項関係 （地域経済）
	高橋 誠	九州旅客鉄道(株)北部九州地域本社 小倉駅 駅長	法第 15 号第 4 項関係 （交通事業者）
監事	久保 祐二	西鉄バス北九州(株) 代表取締役社長	法第 15 号第 4 項関係 （交通事業者）
	瀧谷 嘉彦	北九州高速鉄道(株) 代表取締役社長	法第 15 号第 4 項関係 （交通事業者）
	中島 伸一郎	北九州住宅産業協議会 マンション部会長	法第 15 号第 8 項関係 （開発・整備）

	新井 性鎬	小倉駅南口東地区市街地再開発準備組合 理事長	法第 15 号第 8 項関係 (開発・整備)
	高柳 実仁	旦過第一地区市街地再開発準備組合 理事長	法第 15 号第 8 項関係 (開発・整備)
	中山 陽一	小倉駅北口地区振興連絡会 会長	法第 15 号第 8 項関係 (開発・整備)
	井上 敞	小倉北区自治総連合会 理事	法第 15 号第 8 項関係 (コミュニティ)
	吉本 后子	小倉北区女性団体連絡会議 会長	法第 15 号第 8 項関係 (コミュニティ)
	今浪 寅雄	(社)北九州市観光協会 会長	法第 15 号第 8 項関係 (観光)
	池田 真由美	(株)ジェイコム北九州 番組グループマネージャー	法第 15 号第 8 項関係 (地域メディア)
監事	熊谷 美佐子	(株)北九州シティFM 代表取締役	法第 15 号第 8 項関係 (地域メディア)
	片岡 寛之	北九州市立大学 都市政策研究所 准教授	法第 15 号第 8 項関係 (教育文化)
	永山 猛彦	西日本工業大学 デザイン学部長 情報デザイン学科長	法第 15 号第 8 項関係 (教育文化)
	延吉 正清	小倉記念病院 院長	法第 15 号第 8 項関係 (医療)
	木下 一也	北九州市 建築都市局長	法第 15 号第 4 項関係 (市)
	佐藤 恵和	北九州市 産業学術振興局長	法第 15 号第 4 項関係 (市)
	近藤 晴男	北九州市 小倉北区長	法第 15 号第 4 項関係 (市)
(オブザーバー)			
	中山 士朗	(独)中小企業基盤整備機構九州支部 地域振興課長	法第 15 号第 7 項関係 (オブザーバー)
	壇 孝司	経済産業省九州経済産業局 産業部流通・サービス産業課長	法第 15 号第 7 項関係 (オブザーバー)
(アドバイザー)			
	水田 洋介	(独)中小企業基盤整備機構九州支部 中心市街地サポートマネージャー	

(2) 北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会からの意見書

協議会における協議の結果、「北九州市中心市街地活性化基本計画(小倉地区)」(案)に対して、意見書が平成20年3月28日に提出された。

平成20年3月28日

「北九州市中心市街地活性化基本計画(小倉地区)」(案)に対する意見書

北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会

1. はじめに

百万都市北九州市の中心である小倉都心部は、かつての城下町であり、商業・交通の要衝として栄え、北九州市の広域交流拠点としての役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、大型商業ビルからのキーテナントの撤退や中心市街地の商店街の販売額・商店数の減少等は、小倉都心部への来街者数にも影響を与えています。

また、大手企業の支店や営業所の閉鎖等の要因により就業人口が減少しており、北九州市の顔としての小倉都心地区の魅力が失われつつあります。

さらに今後、北九州市は高齢化の進展が他の政令指定都市に比べ著しく進むことが予想され、中心市街地の活性化は大きな課題となっていくものと思われます。

そこで、コンパクトシティの実現や中心市街地の賑わいを取り戻すためには、改正された中心市街地活性化法をいかに効果的に活用していくかが重要なポイントになると考えます。

このような中、北九州市は中心市街地のあるべき方向性と将来像を示すため、「北九州市中心市街地活性化基本計画(小倉地区)」(案)(以下、「基本計画(案)」という。)を策定されました。一方、北九州商工会議所と北九州まちづくり応援団株式会社は、この基本計画(案)について協議すること等を目的として、北九州市小倉地区中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)を平成20年1月に組織しました。また、協議会の下部組織である実務者による幹事会を設置し、これまで協議を重ねて参りました。

これらの協議・検討の経緯を踏まえ、基本計画(案)に掲げる事項について、以下のとおり意見を取りまとめました。

2. 協議会の意見

(1) 基本方針等計画全般について

基本計画(案)は、中心市街地活性化に向けた基本方針を、北九州市における小倉都心地区のおかれた環境条件や地域特性に即し『北九州広域都市圏の中心核(顔)にふさわしい機能・環境・つながりを創出する先進都心・小倉』と掲げ、事業者や市民など中心市街地に関わる多くの関係者に方向性を示しております。

さらに、基本方針を「広域商業拠点の賑わいの向上」「文化的で非日常的な都心の魅力向上」「昼間人口の拡大による活力向上」と3つの目標に展開し、それぞれ目標指標を設定して、達成状況の把握や定期的なフォローアップを行い、必要に応じて対策を講じることとしています。

この目標に基づき、今後概ね 5 年間の計画期間内に各種のハード・ソフト両面の具体的事業を官民一体となって集中的に取り組むことにより、早期の効果出現が期待できます。これらのことから、協議会においては、基本計画（案）に位置づける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化が図られるものであることから、協議会においては、基本計画（案）の内容について、概ね妥当であるとの結論に至りました。

今後の事業推進につきましては「歩いて暮らせるまち」を目指すとともに“小倉らしさ”を具現化する事業を鋭意展開していただきたいと思っております。

なお、基本計画（案）の推進にあたりましては、次の個別事項について十分配慮し、支援していただくことを望みます。

（２）個別事項

中心市街地活性化の推進体制について

協議会は中心市街地活性化法に基づき、多様な関係者の参画を得ながら中心市街地活性化事業の総合調整等を行い、中心市街地のまちづくりを推進する役割を担います。協議会の受け持つ役割の重要性に理解をいただき、協議会並びに第三セクターである北九州まちづくり応援団株式会社等の組織及び事業推進体制の充実について、北九州市の支援を願うものであります。また、基本計画（案）の記載事項を確実に実施するためには、基本計画（案）を策定した北九州市と協議会の連携強化並びに相互協力が不可欠と考えます。

つきましては、官民が一体となった推進体制の強化を図ることが求められます。

魅力あるまちの賑わいづくりについて

まち全体がひとつのコミュニティとして発展し続けるためには、昼夜問わず多くの“ひと”が集う活力あるまちづくりが必要と考えます。

そのためには、快適に回遊できる街並み整備の充実や大規模商業施設と商店街・飲食街との回遊性の向上、おもてなし事業の充実など、計画されているハード事業とソフト事業との関連性を高めるとともに、公的な支援策を活用した総合的な取り組みが重要です。中心市街地における各商店街通りについては、それぞれが特色を活かした賑わいを創出し、エリア別の魅力を高めるとともに、エリア相互の回遊性を向上させることにより、一体感のあるまちづくりが可能になります。そのためには、各エリア別に計画を策定することが必要となってきます。

また、北九州市の特徴のひとつである“ものづくり”をテーマとした産業観光、小倉城などの観光資源を活用した賑わい創出や、通りの名称を地元の思いを込めた名称への変更、たとえば、整備が計画されている大門木町線を「松本清張通り」にすることなどもまちの活性化に寄与するものと思われまます。

さらには、ライフスタイルの変化への対応や来街者・就業者の利便性を図るため、集客施設等の営業時間の延長などを進め、夜の賑わい創出「イヴニング・エコノミー」についても取り組んでいく必要があります。

環境への取組みについて

北九州市は、産業、都市構造、地域コミュニティ等全てのまちづくりに「環境を機軸とした取組み」を導入することとし、市民一体となった「世界の環境首都づくり」を進めています。そこで、クリーンアップによるごみゼロやまちなか植樹など市民の関心が深い“エコロジー”に関する施策を進め、また、北九州市が目指している低炭素都市への取組みから、公共交通機関の利用による来街の促進やパーク＆ライドの推進など人に優しいまちづくりを進める必要があります。

誰もが「歩いて暮らせるまち」づくりについて

子どもや高齢者、障がい者が安心・安全に中心市街地を回遊することができるためには、まちなかの障害物除去やバリアフリー、住宅や公共施設、福祉施設の集約等を進め「歩いて暮らせるまち」を実現することが期待されます。そこで、まちなか回遊の利便性向上を図るためには、電動カートや車椅子を貸出すなどのサービスの充実、また、雨に濡れずに歩くことのできる歩道の設置、歩道橋を横断歩道に変えるなどの歩きやすい環境の整備を推進し、快適に回遊ができるまちづくりを目指す必要があります。

中心市街地における低未利用地の活用推進について

近年、中心市街地においては、手付かずのまま空地になっている土地や、建物が建たずにコインパークになっている土地が多く見受けられます。これらの低未利用地は、良好な都市景観の形成を阻害し、周辺の地価を下落させ、まち全体のイメージを悪化させる要因となっています。これらの低未利用地を放置せず有効に活用することが、中心市街地活性化にあたって喫緊の課題と言えます。

つきましては、協議会は北九州市と協力し、低未利用地の活用について、賑わいあるまちづくりの観点から検討を進めたいと考えます。

まちの情報発信体制づくりについて

“ひと”はまちづくりにおいて重要なキーワードであり、“ひと”と“まち”が融合してはじめて賑わいが生まれ中心市街地が活性化します。

そこで、地域住民や来街者のニーズを確実に把握し、実際の消費行動に繋がる事業や宣伝広告等の積極的な情報を発信することが重要であり、“ひと”と“まち”を結ぶ役割を担う情報媒体が必要不可欠と考えます。まちの情報をより多くのひとに効率的に発信するためには、情報誌、新聞、テレビやラジオなど違う媒体がスクラムを組んで戦略的な情報発信を行う組織体制の整備が求められます。

情報の公開及び広報等について

中心市街地を活性化させるためには、利害関係者のみならず、幅広く市民等各層の理解と協力を得ることが必要です。そのためには、中心市街地の果たす役割や重要性、さらには、基本計画の内容や施策などまちづくり情報の広報周知のほか、まちづくりに関する意見要望の聴取等について、インターネット等幅広い情報媒体の活用や懇談会の開催など市民の多様な暮らしに対応した広報広聴活動を進めることが重要です。広報広聴活動を通して、市民や民間企業のまちづくりへの参画が求められます。

実施事業の確認・評価フォローアップについて

国の基本方針では、基本計画の中において設定した目標指標を策定主体の市町村が毎年確認・検証しフォローアップを行い、掲載事業の進捗調査や事業促進などの改善措置を講ずることとしております。事業の実施主体はその効果について把握し、自己評価すべきことは言うまでもありませんし、協議会においても民間の事業計画を中心に適宜、進捗状況を確認し、事業の実効性を確保していく事が重要な役割だと考えています。北九州市におかれましても実施事業について定期的に確認・評価を行うと共に、協議会に対し、定期的に事業の進捗状況や数値目標の達成度などの報告をお願いいたします。

基本計画への事業追加について

基本計画（案）では、既存の大規模商業施設と商店街との回遊性の向上や、商業施設、住宅、医療施設等の整備事業を行うことにより、目標が達成される計画になっています。しかしながら、今後、概ね 5 年間の計画期間内には環境の変化等により、実施事業の再検討が必要になる事態も考えられます。

また、今回の策定過程においては、協議時点における計画事業の熟度不足等により、基本計画（案）に掲載できなかった事業も多数あります。これらの事業については今後、協議会で十分検討し事業内容について具体化することとしています。

つきましては、中心市街地活性化への貢献が見込まれ、事業熟度が必要十分であると判断される事業については、一定の時点において、積極的に基本計画へ追加掲載するなどの計画変更を柔軟に行い、活性化目標の達成、効果増進を図っていただきますよう配慮を望みます。

3. おわりに

協議会は、今後も基本計画の推進や中心市街地の活性化策について、適宜協議を行うとともに市民や商店街、民間事業者等と連携を密にし、まちづくり全体を担う新たなマネジメント組織として活動を展開します。

北九州市におかれましても、協議会と協働して中心市街地の活性化に積極的に取り組んでいただくことを強く希望いたします。

以 上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整について

ワークショップ等

下記の商店街や大型店等の商業者や関係事業者、まちづくり団体等を対象としたシンポジウムや意見交換会、協議を重ね、広く地域住民の意識啓発を図るとともに、中心市街地活性化事業の推進にあたった。

<シンポジウム>

日時：平成 19 年 8 月 28 日（火）15：00～18：35

場所：北九州市立商工貿易会館 2 階ホール（小倉北区古船場町 1-35）

内容：まちづくりに求められる自立と戦略

講師：藻谷 浩介氏（日本政策投資銀行 地域振興部参事役）

服部 年明氏（中小機構・中心市街地商業活性化アドバイザー
元(株)まちづくり長野タウンマネージャー）

参加者：小倉都心地区、黒崎副都心地区関係者約 200 名

<意見交換・協議等（106 回）>（平成 20 年 3 月 18 日時点）

小倉都心地区の商店街や大型店等で構成された小倉中央商業連合会の理事会・企画部会において、商業活性化事業のとりまとめを行った。また、商業活性化事業の実施主体である魚町商店街(振)や、魚町一丁目商店街振興組合、若手商業者の団体である魚町銀天街青年部会や魚町一丁目商店街青年部会、その他商店街組合、北九州商工会議所、北九州まちづくり応援団(株)、紫川マイタウンの会、関係事業者等と意見交換・協議を重ねた。

小倉イベント連絡会議

・会議日程：平成 19 年 10 月 26 日（金）

・会議の目的：小倉都心地区において、地域一体による戦略的な賑わいづくりの強化を図るため、多様な関係主体による推進体制づくり、イベント戦略等の方向性の検討を行うもの。

・議事概要：「新・中心市街地活性化基本計画」を睨んで、イベントを切り口に小倉都心地区の活性化に向けた一体的な取り組みを推進するため、当該地区で活動するイベント関連団体等と、現状における問題点や今後のイベント戦略に関する協議を行った。

・構成員：鍛冶町・堺町を明るくする会、小倉駅北口地区振興連絡会、室町地区活性化自治連絡協議会商業部、小倉中央商業連合会、北九州まちづくり応援団(株)、西日本産業貿易コンベンション協会、北九州商工会議所、北九州市観光協会、北九州市企画政策室にぎわいづくり企画課、北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課、北九州市建築都市局総務企画部計画調整課、北九州市建築都市局整備部都心・副都心開発室

法定協議会設立後は、協議会の活動の中で推進していく予定

地域一体によるマネージメント

これまでの小倉都心で蓄積されてきた地域資源や人的資源等を最大限に活かして、都心の魅力や賑わいを高め、新陳代謝を持続させるため、ソフト施策を重視した、小倉ならではの戦略的なマネージメントの取組みを中心市街地活性化協議会を中心に、地元まちづくり等活動団体の参画・協力を得ながら、地域一体となって継続的に展開していく。なお、具体的な取組みの内容は、継続的に企画検討を行いながら実践に移していく。

主なまちづくり等活動団体リスト（協議会参画団体）

団体名称	活動概要
北九州まちづくり 応援団（株）	中心市街地の賑わい創出を目的としており、地域の風土や歴史的遺産を活かしながら、楽しく安全な住みやすいまちづくりと、市外からの集客・交流を育み魅力的な中心市街地を目指し活動している。 ・TMO事業の実施 ・イルミネーション&大乾杯大会 ・商店街セミナー他
（社）北九州 青年会議所	社会的・国家的・国際的な責任を自覚し、志を同じくする者が、力を合わせ、青年としての英知と勉学と情熱をもって、明るい豊かな社会を築きあげようと活動している。 ・わっしょい百万夏祭り ・北九州ブランド推進協議会
NPO 法人 北九州青年みらい塾	「まちづくり」を基本コンセプトに、青年が主体的に行う北九州の地域振興・地域活性化を「イベント」としてとらえ、イベントを自ら企画・運営していくことで、青年相互の交流のきっかけ、自己研磨の場としていく。
北九州TMO （北九州商工会議所）	小倉都心地区の商業等の活性化を進めるために、TMO構想（小倉版）に掲げる8つのTMO事業を実施している。
小倉中央商業連合会	小倉北区の商店街・大型店の連合組織で、小倉北区の中央部の経済・文化の発展に寄与することを目的としている。 十日ゑびす宝恵かご道中や小倉食市食座などのイベントの実施、防火、防犯に関する事業の支援等環境に関するもの、まちづくり三法対応等、まちづくりに関する事業の調査・研究等企画に関するもの、まちづくりに関する事業（まちづくり応援団(株)等）の研究・推進を行う。 ・小倉食市食座 ・小倉十日ゑびす祭宝恵かご道中
紫川マイタウンの会	紫川周辺の賑わいづくりのための場と機会の創出をするため、各種イベントの企画立案・実施等を行う。
小倉のまちづくりを 考える会	北九州と小倉のまちの向上・発展・活性化を図る。 コミュニティ（地域社会）、タウン・セフティ（街なか・安全安心）、ライブラリー（賑わい）、エココンシャス（交通・環境）、フード・カルチャー（食・文化）の委員会から成り、活動している。
NPO 法人 タウンモ・ビル ネットワ・ク北九州	CO2の削減など都市環境問題を課題に、都心部における鉄道・モノレール・バス・自動車など都市交通の現状と課題を把握し、自転車を都市の適正な交通手段と位置付け、民間非営利セクターの立場から公益・公共の目的に貢献する活動を展開する。 ・小倉都心部駐輪場
小倉駅北口地区 振興連絡会	国際コンベンションゾーンとして位置付けられ、国際会議場、西日本総合展示場、都市型ホテル等が立地する小倉駅北口地区において、地区内で営業・活動している企業・団体が、これらの都心の施設を活かし、連携して事業を行い、北口地区の振興を図るため設立されたもの。主な活動として、イベント開催（北九州ミュージック&パフォーマンス）、おもてなし活動、PR、情報交換等が行われている。
（財）北九州活性化 協議会	北九州の活性化に関する調査・研究を行うと共に、関係機関と活性化施策の調整等を行うことを目的に設立されたもの。主な活動として、もったいない総研事業、ひまわり塾の開催、北九州ミュージック・ロード等を行っている。

【参考：マネージメント戦略のイメージ】

ウェルカムこくらネットワーク作戦

- ・牽引力のある人材（ステークホルダーなど）の確保、育成
- ・地域共有のルールづくり（小倉都心タウンマネージメントのルールづくり）
- ・まちづくりのコーディネート（調査、研究、支援等）など
 - 「水・風・音・光」の快適にぎわい作戦
- ・地域一体による四季折々の賑わいイベント等のプロモーション
- ・小倉都心コンテンツ・コンペティションとの連携
- ・都心の公共空間活用事業（室町長崎街道起点整備、どんどこ広場、ちゅうぎん通り、みかげ通り等）など
 - 街歩き・回遊らくらく作戦
- ・歩行者回遊空間の魅力
- ・賑わいづくり（ジョイントアーケード建設事業、アーケード内情報発信事業等）
- ・商店街空き店舗活用の促進
- ・NPO等を活用した駐輪場の設置、運営・都心100円周遊バス、1駅100円モノレール
- ・共通駐車券事業 など
 - 誰でもコンシェルジュ・おもてなし作戦
- ・インフォメーションの強化（こくらタウンナビ、情報誌、インフォメーション拠点）
- ・こくらハローズ
- ・おもてなしトイレ
- ・商店街ICカード（交通事業者との連携など）
- ・小倉まちなかいちおし運動 など
 - 環境首都・街イメージアップ作戦
- ・（仮称）小倉都心部景観づくり事業（ガイドラインの作成・実践）
- ・公共交通共通ICカード（JR、バス、モノレール）
- ・ノーマイカー得々キャンペーン等の実験的事業の推進
- ・魅力ある繁華街づくり（ABC宣言の推進など） など
 - 自ら行動・チャレンジ作戦
- ・地域の活動原資を生み出す仕組みづくり（屋外看板による広告収入等）
- ・特区、都市計画提案、中活支援制度などの積極活用

（2）その他今後継続して検討する事業について

本計画に掲げる目標の達成に向けて、今後、活性化の取組みをさらに充実させていくため、本計画に位置付けていないアイデア・構想段階のものなどについても、様々な主体が参画する中心市街地活性化協議会の中で継続して検討・調整を行うこととし、事業化の目途が立った場合は、適宜計画へ盛り込み、他の事業と一体的な推進を図ることとする。

（中心市街地活性化協議会から提案された検討事業）

- ・伝統的なまつりやイベント等に新規性を加えた、市民・来街者・まちづくりに関わる人々・行政等が一体となった総合的な賑わい創出事業
- ・農商工連携を図る物産館及び高齢者の生きがいづくりのための公共施設誘致事業
- ・小倉祇園太鼓の拠点「祇園会館」設置事業